

北山村告示 第 38 号

地方税法第20条の2及び北山村税条例第18条の規定に基づき、次の者に対する書類を居所不明等により公示送達する。

公 示 送 達 書	
令和7年12月9日	
下記送達書類は、北山村役場総務課に保管してありますから受領してください。	
北山村長 泉 清久	
氏 名	送 達 の 根 拠 法 令
別紙のとおり	国税徴収法第54条、国税徴収法第131条

(注意)

地方税法第20条の2の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。